印鑑登録の代理人による申請手続きの流れについて

⓵　窓口で代理人選任届の用紙を取得し、印鑑登録をする本人が代理　　　人を選任して頂き、用紙に記入してください。

　代理人選任届の記入は、必ず印鑑登録をする本人の自筆でお願いします。(やむを得ず代筆する場合は、本人の母印が必要です。)

②　代理人選任届を窓口に提出。

③　役場から印鑑登録の照会書が特定記録郵便(本人宛)で届いたら、照会書を確認のうえ、登録する本人が自筆で記入してください。

(代筆する場合は、本人の母印が必要です。)

④　代理人が照会書・登録印(今回登録する印鑑)・代理人の身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)を持参のうえ、窓口で登録の申請を行ってください。